主 文

原判決中窃盗罪に関する部分を破棄する。

被告人を原判示窃盗罪につき懲役八月に処する。

但し、本裁判確定の日から、五年間、右刑の執行を猶予し、且つ、同期間中被告人を保護観察に付する。

原判決中、森林法違反に関する部分の控訴は棄却する。

当審における訴訟費用は、被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、検察官柳沢七五三治の控訴趣意書を引用する。よつて案ずるに、被告人は、昭和二十八年十月十三日高山簡易裁判所で、窃盗罪及び道路交通取締法違反により懲役一年及び罰金三千円に処する。但し徴役刑については、五年間、刑の執行を猶予する旨の判決言渡を受け、該判決は確定したのに、本件において、原判決は、窃盗罪につき、懲役八月に処する旨言渡し、再度の刑の執行猶予を為しながら、被告人を保護観察に付さなかつたことは、所論の通りで、原判決は、その理由として、保護観察に付する旨の改訂刑法の規定が施行されたのは、本件窃盗の行為の後であつて、執行猶予に右の条件を付することは、被告人にとつて不利益のあるから、憲法第三十九条により、違憲であるので、改訂前の刑法第二十五条を適用すると謂うにある。

しかし右のような原判決破棄の理由は窃盗罪に関する部分であつて原判決が窃盗 罪に関する部分と森林法違反に関する部分とに事実認定をはつきり分け、後者については、罰金刑を選択しているので、窃盗罪に関する部分について破棄理由があつても、森林法違反の部分についての事実認定、証拠説明、法令の適用、量刑等に何 等の影響もなく、且つ森林法違反の部分については、破棄理由がないのでこの部分 については、刑事訴訟法第三百九十六条により、本件控訴を棄却し、窃盗罪に関す る部分については、同法第三百九十七条第三百八十条により、原判決を破棄し、同法第四百条但書により、次の通り判決する。

- 窃盗罪についての犯罪事実及び前科並にその証拠については、原判決中、その該

当部分を引用する。

法律に照すに、被告人の判示窃盗の各所為は、刑法第二百三十五条第六十条に該 当し、右は、原判示確定判決前の併合罪であるから、同法第四十五条後段第四十七 条第十条により、原判示第三の(1)の罪の刑に法定の加重を為し、その刑期範囲 内で、被告人を懲役八月に処するが情状刑の執行を猶予するを相当と認め、同法第 十五条第二頃により、本裁判確定の日から、五年間、右刑の執行を猶予し、同法 第二十五条の二により、同期間中被告人を保護観祭に付することとする。当審における訴訟費用については、刑事訴訟法第百八十一条本文により、被告人に負担させ

よつて主文の通り判決する。 (裁判長判事 高城運七 判事 滝川重郎 判事 赤間鎮雄)